

公益財団法人北九州産業学術推進機構
中小企業支援センターマネージャー募集要項

公益財団法人北九州産業学術推進機構中小企業支援センターでは、中小企業者や創業希望者からの経営課題解決のための経営相談や専門家派遣等を実施するとともに各種経営セミナーを実施しています。これらの事業の実施に当たり、各種相談等への対応や創業支援を行う経験豊富な専門人材として従事していただける方を募集します。

1. 委嘱を予定する人数

3～5名（予定）

2. 委嘱する業務の内容

- ・中小企業者からの経営課題（経営、マーケティング、技術、人事・労務、IT、金融等）の相談対応、課題解決のための専門家派遣のコーディネート、事後のフォロー
- ・創業希望者の相談対応、課題解決のための専門家派遣のコーディネート、事後のフォロー
- ・中小企業者からの経営課題に応じて現地での相談対応
- ・専門分野でのセミナー講師
- ・その他業務の円滑な運営のため、センターが協力を求める業務

3. 委嘱期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

なお、期間を更新することがある（最大2回）

4. 従事場所

公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター内
（北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンター1階）

5. 委嘱条件

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 従事時間 | 9時00分から17時00分まで（昼休み12時00分～13時00分） |
| (2) 従事日数 | 1ヶ月あたり4日～8日程度（週1～2日） |
| (3) 謝金 | 日額28,500円 |
| (4) 費用弁償等 | 通勤及び業務に係る旅費は財団の規定により支給（上限あり） |
| (5) 社会保険等 | なし |

6. 応募資格

次の条件のいずれにも該当する者

- (1) 従事可能な地域に居住できる者。
- (2) パソコン、Eメール、インターネットの基本操作が行える者。
- (3) 中小企業者の支援に関する専門分野（経営、マーケティング、技術、人事・労務、IT、金融、創業支援等）に精通している者。又は中小企業支援に関する公的資格を有する者。
- (4) 中小企業者等に対し、3年以上の支援実務経験を有する者。
- (5) 北九州地域の経済状況や企業の動向についての知識を有する者。
- (6) 普通自動車免許（AT限定可）を有し自ら運転できる者。

7. 選考

提出された応募書類による書類審査を行い、書類審査合格者について面接審査により評価した上で選考します。

※面接審査日は令和2年1月下旬予定です。時間及び場所は該当者に連絡します。

8. 応募手続き

(1) 提出書類

ア) 中小企業支援センターマネージャー申込書兼履歴書（様式1-1, 1-2）1部

※申込書には、写真（カラー、申込前3ヶ月以内に撮影したもの、無帽及び上半身正面向き）を添付してください。

イ) 職務経歴書（様式2）1部

ウ) レポート「地域中小企業の現状と私の考える支援のあり方」1部

※書式：A4サイズ横書き1枚（1,200字程度 40字×30行）

(2) 受付期間

令和元年12月2日（月）から令和元年12月27日（金）（17時00分必着）まで
（土・日・祝日を除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内に必着のこと）

※郵送の場合は封筒宛先面に「中小企業支援センターマネージャー応募書類在中」と朱書きし、簡易書留郵便で郵送ください。

(4) 提出先

公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1 階

(5) 応募に当たっての注意事項

ア) 応募書類の作成等に要する費用は全て応募者の自己負担です。なお応募書類は合否に関わらず返却しませんのでご了承ください。また本応募にかかり取得した応募者の個人情報については選定目的のみに使用します。

イ) 応募書類に記載された内容について、内容を証明する書類を提出していただく場合があります。

(6) その他

ア) 合否についての電話お問合せには応じられません。

イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）と判明した場合は、他の成績いかににかかわらず不合格となります。なお、最終合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行う場合があります。また、応募書類の内容に虚偽があると判明した場合、合格を取り消す場合があります。

ウ) 公益財団法人北九州産業学術推進機構 マネージャー設置規程に基づき以下の行為を厳守してください。

【守秘義務】

業務上知り得た情報等については、秘密を厳守し、業務のため以外に利用しないものとする。

【信用失墜行為の禁止】

その職の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

【私的利益追求行為の禁止】

その職を用いて自らの私的利用になるような行為をしてはならない。

9. 問合せ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター 担当：副島、國

電話：093-873-1430